



# 食育の価値

## —地域とともにつくる—

令和6年12月16日

農林水産省 消費・安全局  
消費者行政・食育課 課長補佐  
堂脇 義音



## 自己紹介

- 2017年1月～ 文部科学省(教科書課)
  - ・ 未来を担う子どもたちをサポートしたい
  - ・ 一人一人に合った学習ができる教育を目指す
- 2019年4月～ 復興庁出向
  - ・ 東京五輪を契機とした被災地の情報発信業務に従事
  - ・ 被災地(岩手・宮城・福島)産の食材(魚・野菜・果物)等をPR
- 2021年4月～ 文化庁(著作権課)
- 2022年4月～(半年間) NPO法人まちの食農教育(徳島県神山町)  
(文化庁職員時に「ベンチャー企業等現場研修」制度を使って研修)
- 2023年7月～ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課出向
  - ・ 食育の総合調整業務(食育推進基本計画の作成・推進等)に従事

# 今日お話ししたいポイント

食育の推進に関する枠組み・体制

第4次食育推進基本計画における  
食育の推進に当たっての目標と現状

農林水産省における食育の推進と  
今後の方向性

地域での食育の優良な取組

2

## I 食育の推進に関する枠組み・体制

### 1 食育基本法

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、食育基本法が、平成17年6月に公布、同年7月に施行された。

#### ○ 食育基本法（平成17年法律第63号） 前文（抄）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。（略）

（略）国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。（略）

3

# I 食育の推進に関する枠組み・体制

## (参考) 学校給食法の改正及び学習指導要領上の位置付け

### 〈学校給食法〉 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別な配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

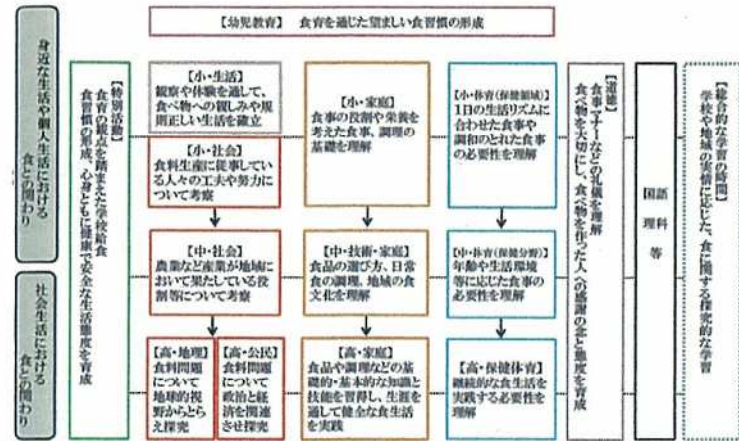
### 〈学習指導要領〉 第1章 総則 第1小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割

2(3)・学校における体育・健康に関する指導を、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

※ < >内は小学校のみの記載。( )内は中学校において記載。

教科等横断的な視点から教育課程を編成

食に関する指導の手引など



幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)

○ 学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書である「食に関する指導の手引」を作成(H31改訂)。

○ 様々な教科等に散在している食育に関する内容を集約し、体系的に整理した「食育教材」(小学校低学年・中学年・高学年児童用、中学校生徒用、指導者用)を作成。



URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1292952.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)

# I 食育の推進に関する枠組み・体制

## 2 食育基本法が制定されるまで

### 昭和55(1980)年 80年代の農政の基本方向(昭和55年10月31日農政審議会答申)

わが国の食生活は、欧米諸国に比べ熱量水準が低くその中に占めるでん粉質比率が高い等栄養バランスがとれており、また、動物性たん白質と植物性たん白質の摂取量が相半ばし、かつ、動物性たん白質に占める水産物の割合が高い等欧米諸国とは異なるいわば「日本型食生活」ともいふべき独自のパターンを形成しつつある。栄養的観点からも、総合的な食料自給力維持の観点からも、日本型食生活を定着させる努力が必要である。

### 平成11(1999)年 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

第16条② 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

### 平成12(2000)年 食生活指針(平成12年3月23日文部省決定、厚生省決定、農林水産省決定)【後述】 食生活指針の推進について(平成12年3月24日閣議決定)

国民一人一人とりわけ成長過程にある子どもたちが食生活の正しい理解と望ましい習慣を身につけられるよう、教員、学校栄養職員等を中心に家庭とも連携し、学校の教育活動を通じて発達段階に応じた食生活に関する指導を推進する。等

平成13(2001)年9月 国内初のBSE発生

### 平成14(2002)年 BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会)

・食に関する教育いわゆる「食育」の必要性

(略)学校教育における食品の安全性や公衆衛生及びリスク分析などに係わる基礎的知識の習得・教育を強化する必要がある。(略)

### 同年 「食」と「農」の再生プラン(平成14年4月11日農林水産省)

子供の頃から「食」について考える習慣を身につけるよう「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ方などを子供たちに教える「食育」を促進します。(略)

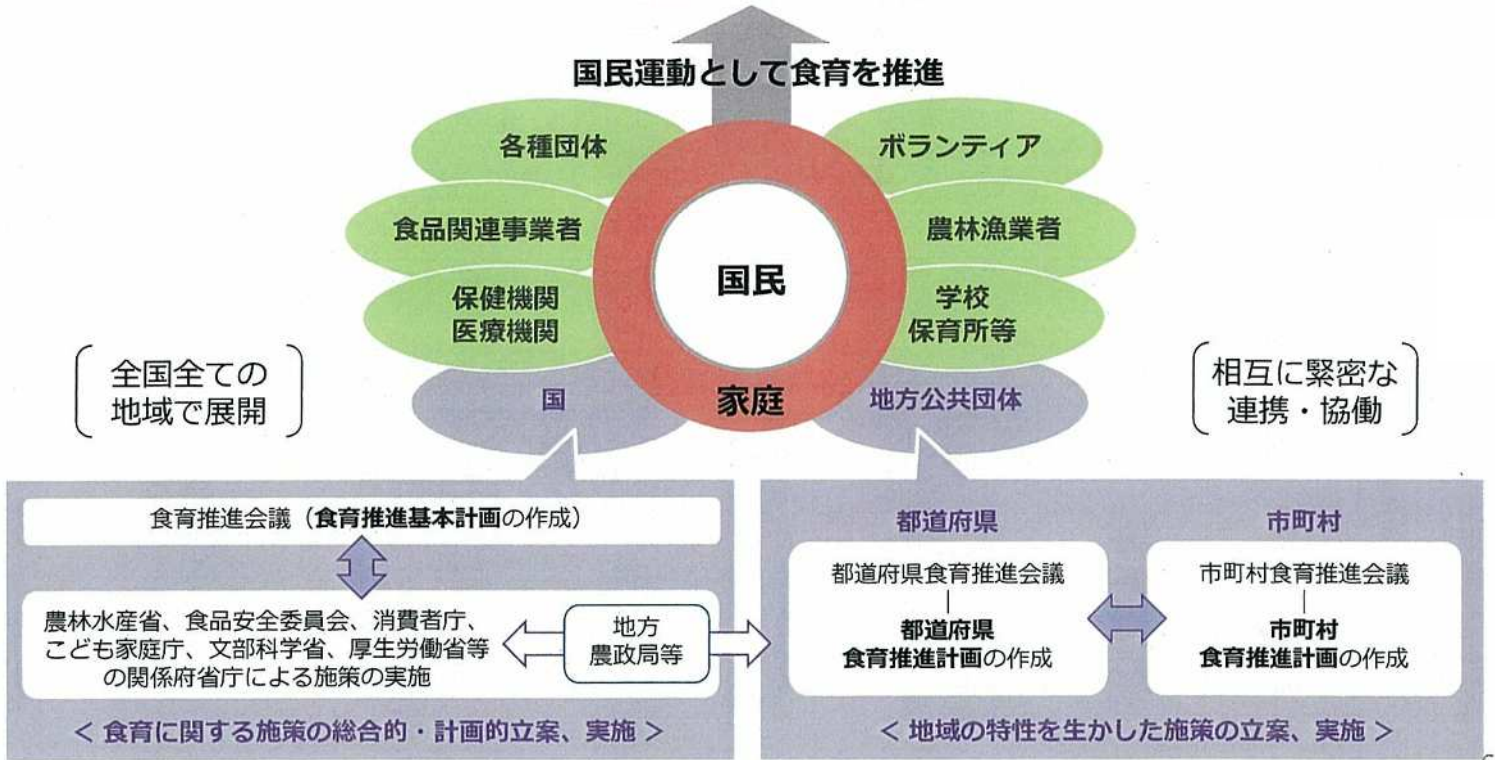
平成15(2003)年7月 消費・安全局の創設

# I 食育の推進に関する枠組み・体制

## 3 食育推進体制

- 食育を国民運動として推進していくためには、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、取組を展開していく必要がある。

### 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成



# I 食育の推進に関する枠組み・体制

## 4 第4次食育推進基本計画

- 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議（会長：農林水産大臣）は、食育推進基本計画を作成することとしている。
- 現在、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）に基づき、政府全体として食育の取組を推進している。

### 第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）における具体的な施策

#### 1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

#### 2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

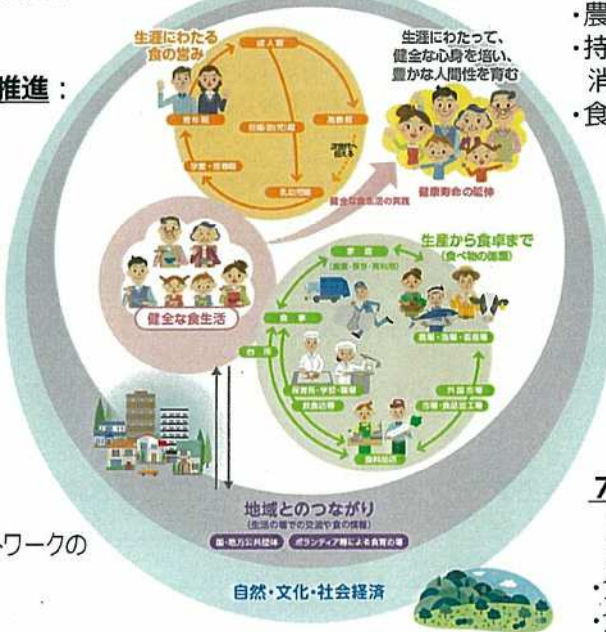
#### 3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

#### 4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

### 私たちが育む食と未来



#### 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

#### 6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信等、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組の推進

#### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

# 1 食育の推進に当たっての目標値と現状値

目標	現状値 (令和5(2023)年 度)	目標値 (令和7(2025) 年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす		
①食育に関心を持っている国民の割合	78.1%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.0回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	62.8%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす		
④朝食を欠食する子供の割合	6.1%	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	28.3%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす		
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月12.4回	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	66.0%	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	66.0%	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	38.2%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	28.3%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	9.8g	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	256.0g	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	63.1%	75%以上

目標	現状値 (令和5(2023)年 度)	目標値 (令和7(2025) 年度)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.9%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	32.3万人 (令和4(2022)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす		
⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	63.2%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.4%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす		
⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	60.2%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	74.9% (令和6(2024)年度)	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	44.7%	55%以上
㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	54.5%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	76.4%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	90.3%	100%

資料：①～③、⑤、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭～⑱、㉑～㉔ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)

④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑦ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)

⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

⑨～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)

⑭ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

⑮ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和6年度の値は「令和6年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

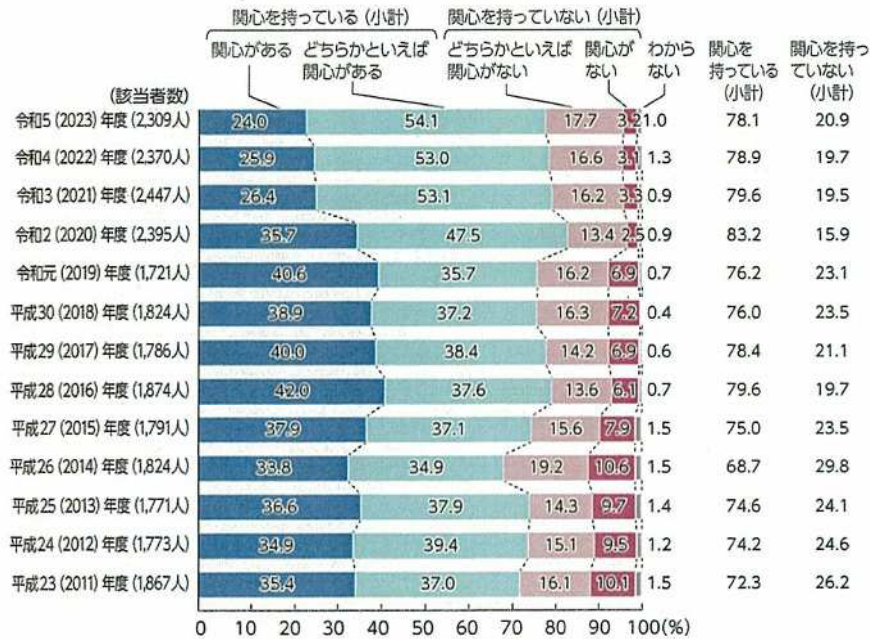
あなたは、「食育」に関心がありますか？

## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

### 2-1 食育に関心がありますか？（食育への関心の現状）

- 食育に関心を持っている（食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」）国民の割合は78.1%
- 男女で比較すると、「関心がない」と回答した人の割合は一貫して男性の方が高く、性・年齢別にみると、20～39歳の若い世代の男性で「関心がない」と回答した人の割合が高い

食育に関心を持っている国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

注：「わからない」について、令和2（2020）、令和3（2021）、令和4（2022）年、令和5（2023）年度は「無回答」

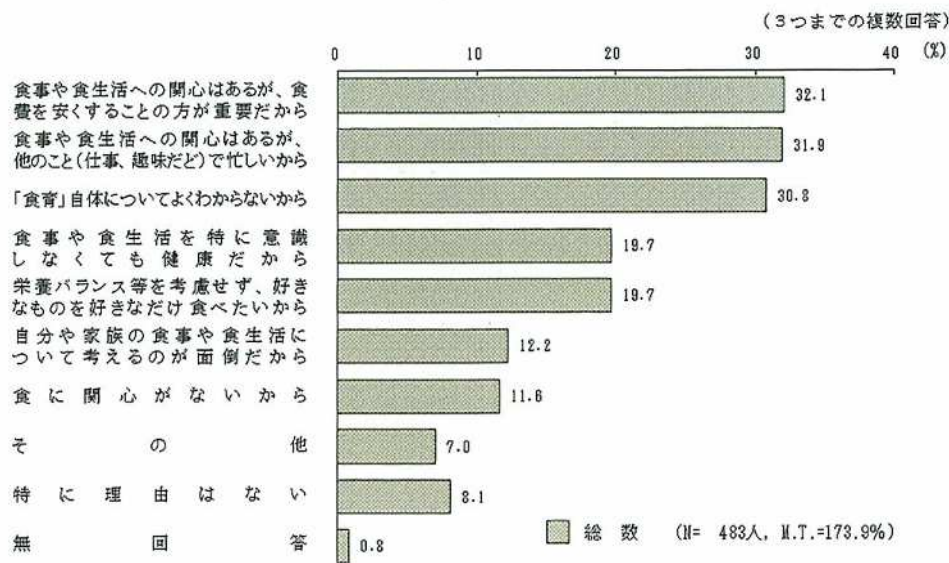
10

## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

### 2-2 食育に関心がありますか？（食育に関心がない理由）

- 食育に「関心がない」と回答した人に、関心がない理由を聞いたところ、「食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」を挙げた人の割合が 32.1%と最も高く、次いで、「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で忙しいから」（31.9%）、「食育」自体についてよくわからないから」（30.8%）を挙げた人の割合が高い
- 若い世代（20～39 歳）では、「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で忙しいから」の割合が高い

食育に関心がない理由（令和5年度）



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（令和5年度）

11

## 朝ごはん、食べていますか？

### II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

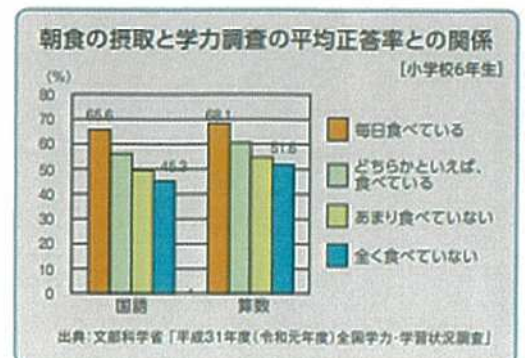
#### 3-1 朝ごはん、食べていますか？（朝食摂取の意義）

##### 朝食摂取の意義

- 朝食を毎日食べることは、**栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要である。**
- 朝食は一日を**活動的にいきいきと過ごすための大事なスイッチ**である。ごはんなどの主食を食べると脳のエネルギー源になるブドウ糖となって、朝から**勉強や仕事に集中できる。**

##### 朝食を毎日食べるとこんないいことも

- 例えば、朝食を毎日食べる人は、そうでない人と比較して、
  - 大学生を対象とした研究では、**たんぱく質や脂質、炭水化物、などの栄養素の摂取量が多い**ことが報告されている。  
（中井あゆみら「首都圏における女子大学生の朝食欠食と健康的な生活行動との関連」(2015年)）
  - 小学生を対象とした研究では、**学力が高い**ことが報告されている。（右図参照）



## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

### 3-2 朝ごはん、食べていますか？（朝食欠食の現状）

- 朝食を欠食する子供（朝食を毎日食べることを「全くしていない」及び「あまりしていない」と回答した小学6年生）の割合は6.1%
- 朝食を欠食する（「週に2～3日食べる」及び「ほとんど食べない」）若い世代の割合は28.3%
- 朝食を「ほとんど食べない」と回答している年代は若い世代（20～39歳）が18.7%と、他の年代に比べ朝食欠食率が高い傾向

朝食を欠食する子供の割合の推移

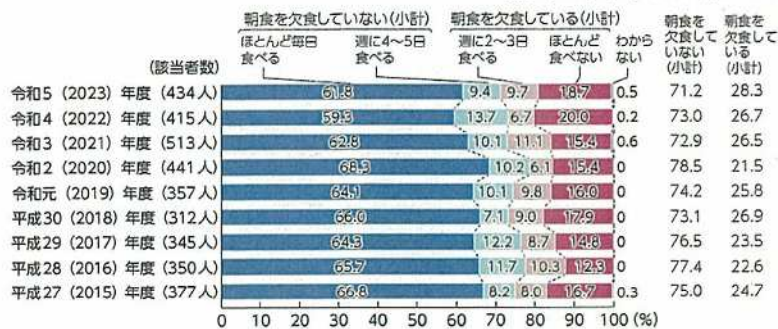


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

注：小学校6年生が対象

注：令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

朝食を欠食する若い世代の割合の推移



資料：農林水産省(平成27(2015)年度は内閣府)「食育に関する意識調査」

注：20～39歳が対象

注：「わからない」について、平成27(2015)、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)令和5(2024)年度は「無回答」

バランスよく食べていますか？



II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

4-1 バランスよく食べていますか？（栄養バランスに配慮した食生活実践の意義）

主食・主菜・副菜を組み合わせせた  
食事をとるとよい！！

栄養バランスに配慮した食生活実践の意義

- 生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。



主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事をとるとこんないいことも

例えば、主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事の回数が多い人は、少ない人と比較して、

- バランスよく栄養素をとれていることが報告されている。

(Tatsuya Koyama et al. "Relationship between Daily Intake Frequency of Meals Including a Staple Food, a Main Dish and a Side Dish and Nutrient Intake in Independent Elderly Individuals" (2014) )

また、栄養バランスのよい食習慣の人は、そうでない人と比較して、

- がんや心疾患、脳血管疾患などによる死亡のリスクが低くなることが報告されている。

(Akiko Nanri et al. "Dietary patterns and all-cause, cancer, and cardiovascular disease mortality in Japanese men and women: The Japan public health center-based prospective study" (2017) )

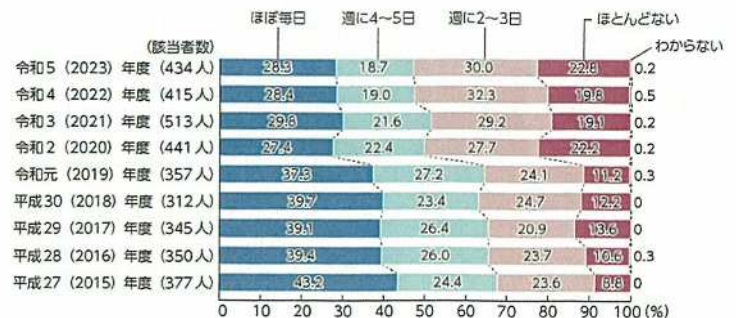
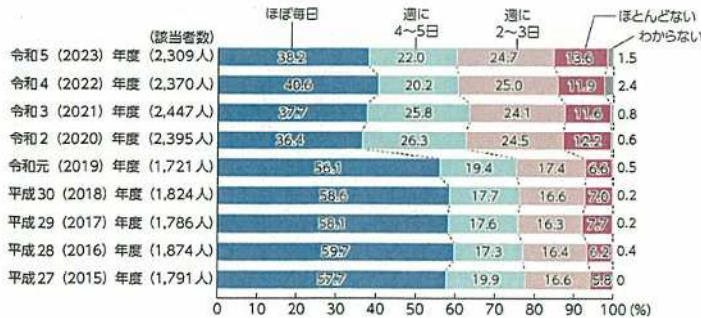
II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

4-2 バランスよく食べていますか？（主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事摂取の現状）

- 主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べていると回答した国民の割合は38.2%
- 主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べていると回答した若い世代の割合は28.3%
- 主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べていると回答した国民の割合の推移を性・年齢別で比較すると、60歳代以上の男女において高く、特に40歳代の男性と20歳代～30歳代（若い世代）の女性において低い傾向

主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事を1日2回以上  
ほぼ毎日食べている国民の割合の推移

主食・主菜・副菜を組み合わせせた食事を1日2回以上  
ほぼ毎日食べている若い世代の割合の推移



資料：農林水産省（平成27(2015)年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」  
注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)、令和5(2023)年度は「無回答」

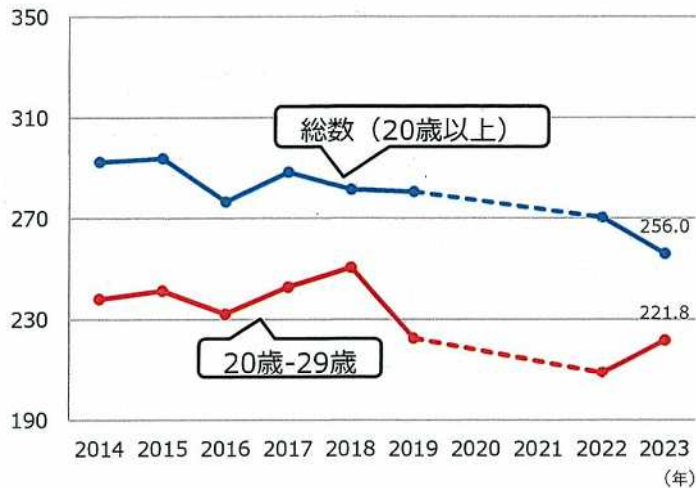
資料：農林水産省（平成27(2015)年度は内閣府）「食育に関する意識調査」  
注：20～39歳が対象  
注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)、令和5(2023)年度は「無回答」

## (参考) 野菜摂取量と果物摂取量の推移

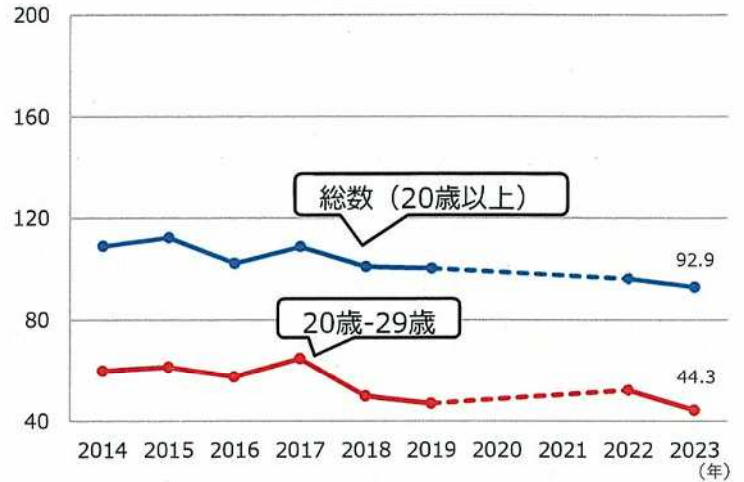
○ 1日当たりの野菜摂取量の平均値は256.0g (厚生労働省「令和5年国民健康・栄養調査」)

○ 1日当たりの果物摂取量の平均値は92.9g (厚生労働省「令和5年国民健康・栄養調査」)

野菜類の摂取量の推移 (平均値、グラム)



果実類の摂取量の推移 (平均値、グラム)



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成

農林漁業体験をしたことはありますか？

## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

### 5-1 農林漁業体験をしたことはありますか？（農林漁業体験の意義）

#### 農林漁業体験の意義

- ・ 食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く国民に農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、**農林水産物についての意識や理解を深めてもらうことが重要**である。特に、農林漁業体験を経験した子供は、食べ物を生産する現場をしっかりと見たことにより、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心を持つようになり、食べ残しが少なくなること等が報告されており、子供の頃の農林漁業体験は重要である。
- ・ 農林漁業体験は、**農林水産物の生産現場に対する関心や理解、食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立つことについての理解**を深める上で重要である。

#### 農林漁業体験をするとこんないいことも

- 例えば、農林漁業体験をしている人は、そうでない人と比較して、
- 幼児を対象とした研究では、**野菜を食べる量が増えるなど、食生活により影響を与えることが報告されている。**  
(菅野靖子ら「幼稚園の4歳児における単独の野菜栽培体験が野菜摂取に及ぼす影響」(2011年))
  - 中学生を対象とした研究では、**食への関心が高いことが報告されている。**  
(島村光治ら「ギムネマの1人1鉢栽培による味覚への意識向上—愛知中学校2年生での教育活動について—」(2013年))
  - 小学生を対象とした研究では、**食事の好き嫌いが少ない人が多いことが報告されている。**  
(英格ら「農業体験学習が環境意識と食習慣に及ぼす影響の比較分析—教育効果と地域効果の分離の視点から—」(2014年))
  - 成人を対象とした研究では、**野菜を入手する機会が多く、食生活の状態が良いことが報告されている。**  
(雨宮護ら「都市住民による農作物栽培活動の実施と食生活の質との関連：都市近郊のフードデザート問題解決への「農」からの貢献の可能性」(2012年))

20

## II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標と現状

### 5-2 農林漁業体験をしたことはありますか？（農林漁業体験への参加の現状）

- 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合（本人又は家族の中に、農林漁業体験に参加した人が「いる」割合）は63.2%
- 地域圏別にみると、**地方圏で「いる」と回答した人の割合が高く、東京・近畿圏で「いない」と回答した人の割合が高い**

農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



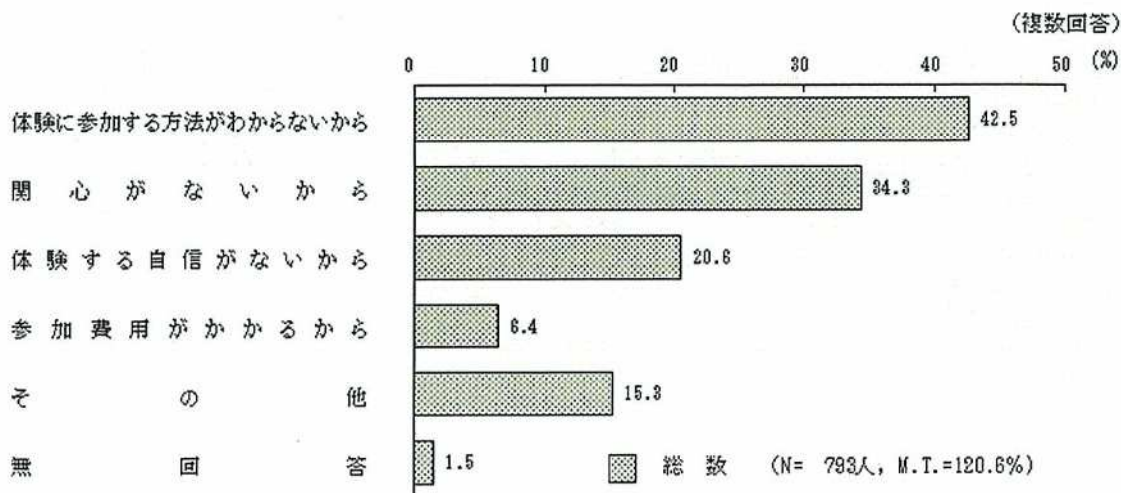
資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

注：令和元(2019)年度までは、「食生活及び農林漁業体験に関する調査」

## 5-3 農林漁業体験をしたことはありますか？（農林漁業体験に参加しない理由）

- 農林漁業体験に参加しない理由に関する質問では、「体験に参加する方法がわからないから」と回答した人の割合が最も高く（42.5%）、「関心がないから」（34.3%）と回答した人の割合が次に高い
- 性別にみると、「関心がないから」を挙げた人の割合は男性で高く、「体験する自信がないから」を挙げた人の割合は女性で高い

農林漁業体験に参加しない理由（令和2年度）



資料: 農林水産省「食育に関する意識調査」(令和2年度)

## III 農林水産省における食育の取組と今後の方向性

### 1 主な食育推進施策

#### 食育月間、食育推進全国大会、食育活動表彰

- 食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 毎年6月、地方公共団体との共催により「食育推進全国大会」を開催している。令和6年度は大阪府で開催し、令和7年度は徳島県にて開催予定。
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、農林水産大臣賞や消費・安全局長賞等を設定し、功績をたたえ、その取組内容を広く周知することを目的として、「食育活動表彰」を実施している。



#### 食育白書

- 食育に関する施策や事例等を記載した「食育白書」を毎年作成し、国会に提出するとともに公表。
- 令和5年度食育白書では、特集1として「農林水産業に対する国民理解の醸成」、特集2として「子供・若い世代を中心とした食育の推進」を取り上げ、食育の取組状況などについて紹介。



#### 消費・安全対策交付金による地域の食育の取組支援（令和6年度予算額：1,720百万円の内数）

- 地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進。

##### 支援メニュー

- ・ 食文化継承等のための取組
- ・ 学校給食における地場産物等活用の促進
- ・ 農林漁業体験の取組
- ・ 共食の場における食育活動 等

##### 支援事例

##### 【農業や地域と触れ合う体験学習の実施】

足利市（栃木県）  
足利市内の農業者の指導の下、水稻（田植え、稲刈り）又は野菜（定植、収穫）の農業体験を実施。



##### 【高校生による地場産物を活用したメニュー開発】

坂出市（香川県）  
地場産物を学校現場における「生きた教材」として、より効果的に子どもたちに伝えるため、高校生が給食メニューを開発。



#### 全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、幅広い関係者が、それぞれの活動を生かしながら連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図っている。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有。



全国食育推進ネットワークサイト

### III 農林水産省における食育の取組と今後の方向性

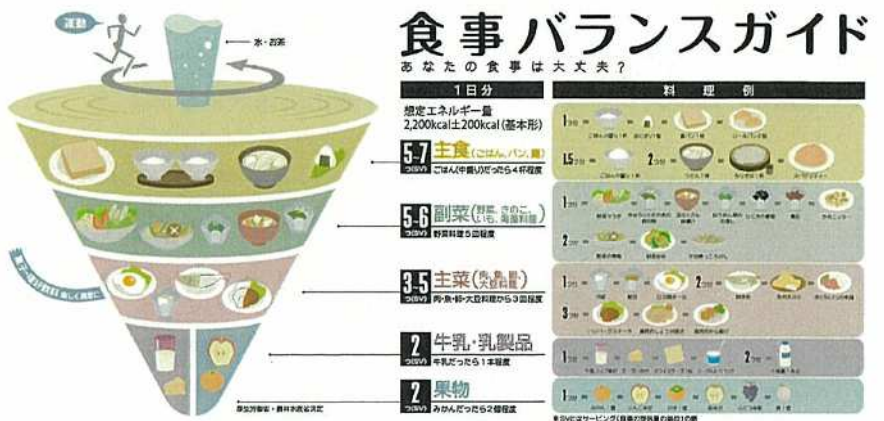
## 2 健全な食生活の実践に向けた普及啓発（食生活指針・食事バランスガイド）

- 平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進や生活の質の向上、食料の安定供給の確保を図るための指針である「食生活指針」を策定した。同月、「食生活指針の推進について」を閣議決定し、食生活指針について国民各層の理解と実践を促進することを決定した。（平成28年6月一部改正）
- 平成17年6月、厚生労働省と農林水産省が、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考となるように、食事の望ましい組合せとおおよその量をイラストで分かりやすく示した「食事バランスガイド」を決定した。

#### ●食生活指針

生活の質(QOL)の向上	① 食事を楽しみましょう。
適度な運動と食事	② 1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
バランスのとれた食事内容	③ 適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。
	④ 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
	⑤ こはんなどの穀類をしっかり。
食料の安定供給や食文化への理解	⑥ 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせを。
	⑦ 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考慮。
食料資源や環境への配慮	⑧ 日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。
	⑨ 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
	⑩ 「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみましょう。

#### ●食事バランスガイド



### III 農林水産省における食育の取組と今後の方向性

## 3-1 生産者と消費者との交流の促進のための取組（地産地消の推進）

#### 地産地消とは

- 国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。）
- 地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること

（六次産業化・地産地消法（平成22年法律第67号）第25条）

#### 基本理念

- 生産者と消費者との結びつきの強化
- 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- 消費者の豊かな食生活の実現
- 食育との一体的な推進
- 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- 食料自給率の向上への寄与
- 環境への負荷の低減への寄与
- 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

#### 取組の具体例



学校給食や社員食堂での地産農林水産物の利用



地場産農林水産物を活用した加工品の開発



直売所での地場産農林水産物の直接販売



地域の消費者との交流・体験活動

### III 農林水産省における食育の取組と今後の方向性

## 3-2 生産者と消費者との交流の促進のための取組 (学校給食での地場産物活用の促進)

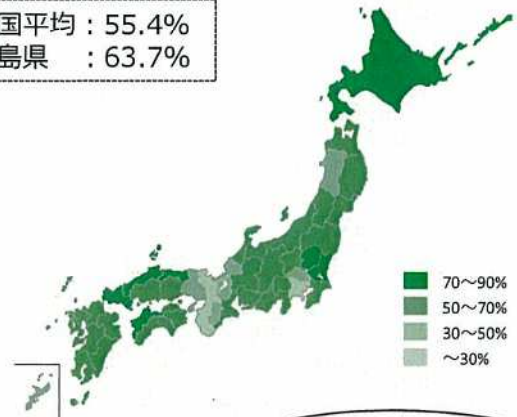
### 学校給食での地場産物活用について

- 地産地消の促進は、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、生産者への感謝の念や食文化への理解が増進される観点から、食育と一体的に推進することが求められている。
- 食育基本法（第23条）においても、「農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進」等の施策を講ずることとされている。
- 学校給食での地場産物活用は、地産地消の有効な手段であるほか、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要な取組である。

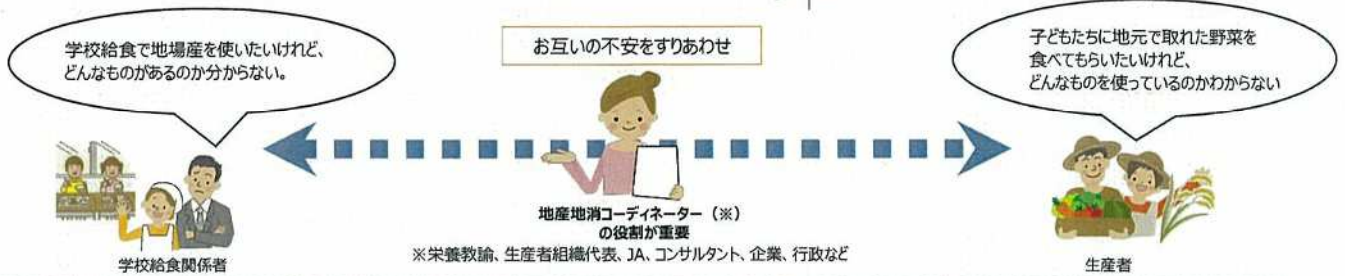
### ■ 学校給食における地場産物の使用割合（令和5年度）

(文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（令和5年度）」を基に作成)

全国平均：55.4%  
福島県：63.7%



### ■ 地産地消コーディネーター【地域の食の絆強化推進運動事業】



#### ● 地産地消コーディネーターの派遣実績

平成28年度:6地区 平成29年度:8地区 平成30年度:7地区 令和元年度:9地区 令和2年度:9地区 令和3年度:12地区 令和4年度:15地区 令和5年度:8地区 (令和3年度、4年度はフォローアップ派遣、ステップアップ派遣(※)を含む)

(※) フォローアップ派遣: 過去の派遣先を対象に1名のコーディネーターを1回派遣  
ステップアップ派遣: 通常派遣の選定外となった応募者(希望者のみ)に1名のコーディネーターを1回派遣

26

### III 農林水産省における食育の取組と今後の方向性

## 4 今後重点的に取り組むべき事項

- 食育推進評価専門委員会では、第4次食育推進基本計画の中間年に当たる令和5年度において、各目標の達成状況や関連する取組状況、委員の意見を整理し、目標達成のための促進・阻害要因等を分析することで、次期食育推進基本計画の作成を視野に入れつつ、第4次食育推進基本計画の目標達成等に向けて今後重点的に取り組むべき事項を取りまとめた。

### 第4次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ（令和6年4月）における今後重点的に取り組むべき事項

#### 1. 食育をめぐる諸課題の横断的解決に資する取組

##### (1) 学校等における食育推進の強化

- ・ 学校における食に関する指導の適切な評価
- ・ 栄養教諭の育成と活用促進
- ・ 家庭・地域と連携・協働した校内食育推進体制の整備
- ・ 学校給食での地場産物活用に向けた連携強化
- ・ 就学前の子供に対する食育の推進

##### (2) 民間事業者による幅広い食育活動の展開

- ・ 食関連事業者による食育活動の展開促進
- ・ 事業者間の協働による食育情報の効果的な発信
- ・ 外食・中食産業等の優れた取組の認知度向上等

#### 2. 食育をめぐる課題解決に向けて強化が必要な取組

##### (1) 正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る取組

- ・ 食育をより身近にする取組の推進
- ・ 食育実践に向けた効果的なプロモーションの推進
- ・ 地方公共団体の食育推進施策の普及・啓発
- ・ 食文化継承に向けた連携・協働の推進

##### (2) 農林漁業への理解を醸成する取組

- ・ 産地と消費者との結び付きを強める機会の拡大
- ・ 生産現場を知る機会につながる食育の推進

上記に加えて、先般改正された食料・農業・農村基本法第14条においても、「消費者の役割」として、食料、農業、農村への理解を深めるとともに、消費に際し、食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされたところ、農林漁業体験や産直活動などの生産者との交流の促進等を通じて、農林水産物の生産現場・実態等に対する消費者の理解を深め、持続可能な食を支えていくことにつながる「食育」の推進が一層重要となっている。

27

#### IV 地域での食育の優良な取組

### 1 学校等における子供の食育の取組（例）

○ 学校では、地域の生産者と連携し、学校給食での地場産物活用や、給食以外の時間における農林漁業体験が行われている。

#### ①小平市・JA東京むさし小平地区

（第5回食育活動表彰（農林水産大臣賞））

東京都小平市は、地場産農産物を使った「地場産学校給食」の取組を積極的に進めており、市内の全ての公立小・中学校への出荷調整を、JA東京むさし小平地区が担っています。学校給食における地場産農産物の使用割合「30%」という目標を掲げ、取組を行ってきた結果、令和2年度には小学校30.1%、中学校32.8%となり、現在ではほぼ毎日、学校給食に地場産農産物を供給できるようになりました。

さらに、JA東京むさし小平地区は、学校給食の出荷調整だけでなく、生産者による出張授業や、「学童農園」による体験学習等、多角的に食育活動を実施しています。農家が、児童と一緒に給食を食べたり、農業体験を児童に提供することで、農業に対する理解の深化や、給食の食べ残しの減少へとつなげています。



生産者による出張授業の様子

#### ②埼玉県春日部市立牛島小学校

（第8回食育活動表彰（消費・安全局長賞））

春日部市立牛島小学校は、「食育は生きる上での基本」という理念の下、地域と連携した「つながる食育」を実践しています。

「つながる食育」の特徴は、学校を核とした家庭や地域との連携にあり、学校での指導をはじめとし、食の専門家や地元の生産者など各関係団体と協力しながら活動に取り組んでいます。

特に、近年は、健康な体作りのための日々の食事や地域の産物、旬の食材等に関心を示さない家庭が増加しているところ、食に関する授業や稲作などの体験学習を実施し、児童自身が日々の食事に関心や感謝の気持ちを持つことができるよう努めています。

こうした取組を通じ、児童たちの食に対する興味関心の向上や、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、心身の健康を支え生きる力を身に付けることができるよう支援を行っています。



地域の農家との稲作体験の様子

28

#### IV 地域での食育の優良な取組

### 2 民間企業による大人の食育の取組（例）

○ 食品メーカーやスーパー等の民間企業による、消費者・親子向けの農への理解を深める食育活動が様々行われている。

#### ①三菱地所株式会社（令和3年度食育白書）

三菱地所株式会社は、東京駅周辺の大丸有（大手町、丸の内、有楽町地区）ならではの街づくりの観点から「大人の食育」をテーマとして食育活動を平成20年から行ってきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、改めて「食とは生きることに向き合う経験」であるとの考え方に立ち返り、生産者、シェフ、消費者を含む、一人一人の本来の幸せと成長に向き合える場づくりを「食」を通じ、提供しています。

令和3年は、食従事者（生産者、企業、シェフ等）と消費者をつなぎ、未来の食卓に変化を起こすことを狙いとして、持続可能性に配慮した食材「サステナブル・フード」について実際に食べ、体感しながら学ぶイベントを開催しました。



「MEL認証」に関する説明の様子  
（説明後、シェフが作ったブリを使った軽食を喫食）

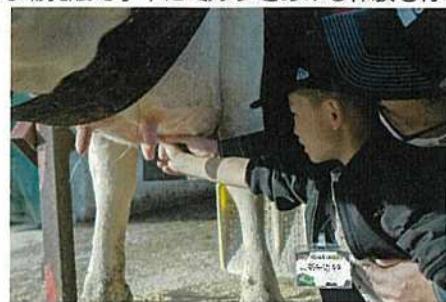
#### ②株式会社明治（令和5年度食育白書）

株式会社明治は、全国で食育出前授業・食育セミナー・食育ホームページ・工場見学等、幅広い食育活動を展開しています。

令和5年度は、酪農が盛んな北海道の十勝地方において、「見て、食べて、体験して、学ぼう！」をテーマに、食や農への理解を深めることを目的として、生産の現場から生乳乳製品が食卓に届くまでを一貫して体験できるイベントを初めて開催しました。

明治十勝工場見学では、搾乳された生乳が製品になるまでの流れや乳製品が製造される様子を見学するだけでなく、食育セミナーや、出来上がった乳製品の試食を実施しました。

さらに、北海道新得町にある友夢牧場での乳牛の乳搾りや、子牛用の大きな哺乳瓶で子牛にミルクをあげる体験も行いました。



乳牛の乳搾り体験の様子

29

### 3 生産者等による農林漁業体験をはじめとする生消交流の取組（例）

○ 地域の生産者らによる、地元の児童・学生の農林漁業への関心を高める取組が各地域において行われている。

#### ① サスティナ鶴岡

（第8回食育活動表彰（農林水産大臣賞））

昨今、手の込んだ郷土料理や行事食などを家庭で食べる機会が減少、孤食が増加したことから、郷土食文化の継承が危機に陥っているという課題を解決するため、食材生産のプロである農家や漁師と食材活用プロである料理人がタッグを組んで「サスティナ鶴岡」を設立し、生産から調理まで一貫したハイレベルで多様な食育活動を行っています。

「食を通じて子どもたちの未来を育む」ことを目的に掲げ、自活力を育む、体験の貧困を減らす、郷土の文化食と食材の豊かさを伝承する、将来農業や漁業に携わる人材を育成する、の4点をミッションとし、体験を通して「いただきます」「ごちそうさま」の心を育てながら活動しています。



「いただきます」命の授業

#### ② 平塚市漁業協同組合

（第7回食育活動表彰（消費・安全局長賞））

平塚市漁業協同組合では、漁業や魚に対する子供たちの関心を高めるとともに、給食での低・未利用魚の活用を目指した、様々な活動を行っています。

その活動の1つとして、地元の産業を学習する小学5年生を対象に、漁業者が市内の小学校に出向き、地元の漁業や魚に関する授業を行った後、児童と一緒に魚を使用した給食を囲む「ふれあい給食」に取り組んでいます。児童に親近感を持ってもらえるよう、出港から沖での操業、漁港に戻ってから水揚げの状況まで、一連の様子を動画で紹介するとともに、実物の漁具や魚を持ち込んだり、漁業者による魚のさばき方を実演したりするなど、様々な工夫を凝らしています。



魚のさばき方を実演する様子

今改めて「食育」の価値を  
地域の方々と見直し、  
私たちの食と未来を豊かにする行動をしませんか